

# (案)

平成30年 9月 日

米沢市長 中 川 勝 様

米沢市水道事業等運営審議会

会長 遠 藤 昌 敏

## 水道料金の改定について（答申）

平成30年7月11日付け水業第33号で当審議会に諮問のありました水道料金の改定について、下記とおり答申します。

## 記

米沢市水道事業等運営審議会では、市長からの諮問を受け、平成30年7月から計3回の審議会を開催し、水道料金算定要領、水道事業の現状と今後の施設整備計画、財政状況と今後の見通し、資産維持率、料金改定率などについて慎重に調査、審議を行いました。

その結果、次のとおり意見が集約されました。

### 1 水道料金について

#### (1) 米沢市水道料金算定要領について

料金改定の基本方針となる米沢市水道料金算定要領を決定した。その主な内容は次のとおりである。

- ①料金算定の期間は、水道事業の現状と将来計画を勘案し、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間とする。
- ②本市の水道施設の更新費用を自己資金で賄うことができるよう、資産維持費を計上することとし、その額は維持すべき資産に適正な率を乗じて算出する。
- ③料金体系は、個別原価主義に基づく口径別二部料金制とする。

## (2) 料金改定について

米沢市水道料金算定要領に基づき算定した結果、全体で2.8%、消費税率の改定を含め1.0%程度の引き下げを行うのが妥当である。

この場合、今後の人口減少等を背景とした水需要の低迷により、料金収入の減少が続くと見込まれるが、豪雨や地震等の大規模災害が発生した場合でも、水道事業経営の存続を可能とする水準の内部留保資金の確保が重要であると考えます。

また、料金改定においては、水道事業における生活用水の低廉な確保という料金設定の原則を遵守すべきものであり、平成30年4月からの山形県広域水道用水供給事業の受水単価の引き下げに伴う受水費減少分については、広く水道利用者へ還元すべきである。

以上のことから、口径の大きさに関わらず料金改定を行うのが望ましく、従量料金の各使用段階における1 m<sup>3</sup>当たりの単価を減額改定すべきである。

米沢市水道事業等運営審議会委員名簿

(敬称略：五十音順)

職名	氏名	推薦団体等
会長	遠藤 昌敏	山形大学大学院理工学研究科
副会長	黄木 義久	東北税理士会米沢支部
委員	石塚 久子	米沢市消費生活研究会会長
委員	小林 秀一	米沢市地区委員会副委員長
委員	佐藤 康子	米沢商工会議所女性会副会長
委員	中村 和則	八幡原企業協議会
委員	長澤 文紀	米沢商工会議所商業部会常任委員
委員	宮川 英子	米沢市旅館ホテル組合

米沢市水道事業等運営審議会開催経過

	開催日	審議事項等
第1回	平成30年 7月11日(水)	1 会長、副会長の選任 2 諮問 3 米沢市水道料金算定要領について 4 総括原価等について 5 資産維持率と料金改定率の検討
第2回	平成30年 8月9日(木)	1 総括原価の配分について 2 料金改定案の検討 3 改定後の収支計画について
第3回	平成30年 8月27日(月)	1 答申案の検討